

発議第 8 号

議案第 101 号 松阪市コミュニティセンター条例の制定についてに対する附帯決議について

議案第 101 号 松阪市コミュニティセンター条例の制定についてに対する附帯決議を次のとおり提出する。

令和 4 年 10 月 19 日 提出

松阪市議会議員	野 呂 一 平
	東 村 佳 子
	赤 塚 かおり
	田 中 正 浩
	堀 端 脩
	久 松 倫 生

議案第 101 号 松阪市コミュニティセンター条例の制定についてに対する附帯決議

条例制定にあたり、本条例がこれからの地域づくりに大きく寄与するために次の 3 項目を強く求める。

1. 地区市民センター、公民館をコミュニティセンター化するにあたっては、条例第 1 条の趣旨が達成されるよう行政は指導、助言にあたり地域との情報共有に努め連携を強めること。
2. コミュニティセンターを指定管理にしていく場合は、地域の実情を把握し管理運営、体制づくりなど必要な支援に努めること。
3. モデル地区の実践については、必要な支援に努め十分な検証を行うこと。

以上、決議する。